

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川利根川水系首都圏外郭放水路で別図に示す区域

2. 首都圏外郭放水路の位置づけ

首都圏外郭放水路は、中小河川の洪水を地下に取り込み、地下50メートルを貫く総延長6.3キロメートルのトンネルを通して江戸川に流す放水路である。

施設内にある龍Q館及び調圧水槽等においては、防災に関する意識啓発を図るとともに、治水事業等に対する理解を深めてもらい、今後の国土交通行政の円滑な推進を図ることを目的として、広く一般の方に見学会を開催し、「施設の役割」や「治水に関する事業効果」について情報発信を行っている。

また、龍Q館、多目的広場等については、春日部市民の憩いの場所等として重要な役割を担っており、有効に利用されている。

こうした経緯を踏まえ、見学会や施設の民間開放による利活用を図ることにより、更なるにぎわいの創設や地域の活性化が期待される地域である。

3. 指定年月日

平成30年3月20日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

- 1) 調圧水槽
- 2) 首都圏外郭放水路管理支所（操作室）
- 3) 龍Q館（エントランス、会議室、展示室説明室、地底体感ホール等）
- 4) 多目的広場
- 5) 上記施設と一体をなす照明・音響施設等
- 6) 上記施設と一体をなすオープンカフェ、飲食店、売店等

2. 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 3) 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう措置を講ずること。また、施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 4) 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
- 5) 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
- 6) 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。
- 7) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 8) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 9) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

首都圏外郭放水路利活用協議会（準則第22第4項第一号に掲げる者）